

マレーシア、2020年度 予算案を発表

EYグローバル・タックス・アラート ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

<http://www.ey.com/GL/en/Services/Tax/International-Tax/Tax-alert-library%23date>

エグゼクティブサマリー

2019年10月11日、マレーシアの2020年度予算案が発表されました。同予算案は、受益者のターゲットを絞った優遇措置を通じて民間部門および外国からの投資を促進することを目指す内容となっています。なお、新たな税の導入は盛り込まれませんでした。

本アラートでは、同予算案の主要な内容を解説します。

詳細

税制上の優遇措置案¹

▶ フォーチュン500企業およびグローバルなユニコーン企業²:

ハイテク業、製造業、および創造的かつ新たな経済市場に属するフォーチュン500企業およびグローバルに事業展開するユニコーン企業を呼び込むために創設される優遇措置パッケージ³に対して、5年間にわたり、年間10億リンギット(2億3,900万米ドル)が配分されます。企業がこの優遇措置の適用を受けるためには、マレーシアの中小企業の事業を活発化する経済活動が新たに生み出されるよう、50億リンギット(12億米ドル)以上の投資を行わなければなりません。上記優遇措置により、今後5年間にわたる15万人の優良な雇用⁴の創出と、マレーシアの製造業およびサービス業の活性化が期待されます。

▶ **輸出事業:**

自社の製品およびサービスを輸出して海外展開できることを示したマレーシアの事業者を対象として創設された優遇措置パッケージ⁵に対して、5年間にわたり、年間10億リンギットが配分されます。

▶ **電気および電子(E&E)関連業:**

特定の高付加価値の知識集約型サービスに投資するE&E企業を対象として、10年間の上限に、法人所得税の免除が適用されます⁶。加えてE&E企業⁷は、5年間の期間中に発生した適格資本的支出の50%について、法定所得⁸の50%を上限とする特別投資控除(ITA)を申請できる可能性があります。当該ITAの申請は、2020年1月1日から2021年12月31日までにマレーシア投資開発庁(MIDA)宛に提出します。

▶ **知的財産:**

特許および著作権付ソフトウェアの開発を源泉とする適格所得は、10年間の上限に免税となります。免税とされる所得の範囲は、OECD⁹のBEPS¹⁰行動計画5の修正ネクサスアプローチに従って決定されます。当該免税の申請は、2020年1月1日から2022年12月31日までにMIDA宛に提出します。

▶ **自動化:**

適格性を満たすプロジェクトを実施する製造業者には、現在、自動化設備に関して発生した適格資本的支出のうち最初の200万リンギット(477,500米ドル)または400万リンギット(955,000米ドル)¹¹に係る繰上資本控除(ACA)、および当該ACAに相当する法人所得税の免除が与えられています。これらの優遇措置が2023評価年度¹²まで3年間延長されるとともに、一定の場合においてはサービス企業にまで優遇措置の対象が拡大されます。

▶ **グリーンテクノロジー:**

適格性を満たす環境保全活動から得られた所得を対象とする現行の100%の法人所得税免除を、70%の法人所得税免除に改正する提案が盛り込まれています。改正後の70%の法人所得税免除と、環境保全技術に係る資産についてなされた資本的支出の100%の特別投資控除(ITA)は、いずれも2023評価年度まで3年間延長されます。MIDAは、これらの優遇措置の申請を2023年12月31日まで引き続き受け付けます¹³。また、太陽光設備のリース業を対象とする新たな優遇措置が導入され、10年間の上限に、法定所得の70%の法人所得税免除が与えられます。

その他の主要な税制案

▶ **不動産取引における7%の源泉徴収:**

その全部または一部が現金での収受となる対価をもって非居住者企業から不動産または不動産関連法人の株式¹⁴を取得する者は、その現金の支払額または購入対価の7%¹⁵相当額のうちいずれか少ない方の額を源泉徴収し、その取得日から60日以内にマレーシア税務当局に納付することが義務付けられます。この新税制は、2019年財政法が成立した時点で発効します。

▶ **輸出事業に係る売上税免税制度:**

先般承認された主要輸出業者制度が2020年7月1日の発効をもって導入されます。当該制度の下では、売上税免税対象の物品を取り扱っており、一定の承認を得ている輸出業者および製造業者¹⁶に対し、商品、原材料、部品および包装材料の輸入や購入に係る売上税免税が適用されます。

▶ **サービス税のグループ内免税:**

現行のグループ内サービス税免税の要件が2020年1月1日の発効をもって緩和されます。企業は、当該グループ内免税を引き続き享受する一方で、グループ外の第三者に対してサービスを提供することを認められるようになります。ただし、かかる第三者へのサービスの価額が、当該企業により12カ月間以内に提供されるサービス価額合計の5%以内であることを条件とします。

▶ **外貨建融資に対する印紙税:**

リンギット以外の通貨建の融資契約に課される従価税率0.5%の印紙税の上限額が2020年1月1日より引き上げられ、現行の500リンギット(120米ドル)から2,000リンギット(480米ドル)になります。

巻末注

1. 優遇措置のガイドラインおよび詳細は近日中に公表される見込みです。
2. 主要な用語の定義はまだ公表されていません。
3. 法人所得税の免除、または資本的支出に関する追加的な控除(投資控除)、および現金の給付を中心にその内容が任意に構成される優遇措置パッケージ。
4. 主要な用語の定義はまだ公表されていません。
5. 法人所得税の免除、または資本的支出に関する追加的な控除(投資控除)、および現金の給付を中心にその内容が任意に構成される優遇措置パッケージ。
6. 詳細はまだ公表されていません。
7. 再投資控除または特別再投資控除の適用期間が満了したE&E企業を指します。詳細はGlobal Tax Alert 2016年1月7日付、「[Malaysia enacts 2016 budget proposals](#)」をご参照ください。
8. 税務上の減価償却後・税務調整後の事業所得。
9. 経済協力開発機構。
10. 税源浸食と利益移転。
11. 当該控除額(免除額)の金額は事業の性質によって異なります。
12. 企業の評価年度は、一般的には当該企業の会計期間に対応します。
13. これらの優遇措置の概要については、Global Tax Alert 2018年12月4日付、「[Malaysia releases 2019 Budget](#)」をご参照ください。
14. 不動産および不動産関連法人の定義は複雑であることから本アラートでは意図的に省略しています。不動産を所有するマレーシア企業の株式譲渡による当該不動産の間接的譲渡は、事実関係によっては不動産譲渡益税(RPGT)の課税を生じさせる可能性があります。
15. 現行の3%の税率から引き上げられています。
16. 年間売上のうち80%以上を輸出売上が占める取引業者および製造業者

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

野本 誠	パートナー	makoto.nomoto@jp.ey.com
太田 光範	アソシエートディレクター	mitsunori.ota@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。

2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacy をご確認ください。EYについて詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2019 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20191217

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp